

---

# 平成 25 年度税制改正に関する要望

---

平成 24 年 6 月

一般社団法人 日本損害保険協会

# はじめに

一般社団法人 日本損害保険協会

我が国経済は、東日本大震災による落ち込みから持ち直しの動きは見られるものの、昨年後半に発生したタイの洪水が生産活動にマイナスの影響を与えたほか、欧州債務問題も長期化・混迷化の様相を呈しており、不安定な状況が継続しております。さらに、昨年9月に上陸した2つの大型台風、今年4月のいわゆる爆弾低気圧など、例年以上に自然災害が多発しており、生活面・経済面で大きな被害をもたらしております。

損害保険業界は、東日本大震災をはじめとするこれらの自然災害に対して、お客様に一刻も早く保険金をお渡しできるよう取り組んでおり、そのことを通じて社会インフラとしての役割を果たしてまいりました。

一方で、損害保険業界の自然災害に対する担保力の裏付けともいえる異常危険準備金は、昨年度の自然災害に対する多額の保険金支払に伴って大幅に取り崩されている状況となっています。今後も損害保険業界が、巨大自然災害にあっても迅速かつ確実に保険金をお支払するという社会的使命を全うするためには、異常危険準備金の残高を早期に回復することが喫緊の課題であると考えております。

また、現在、我が国の財政上の課題や持続可能な社会保障の構築に向けた「社会保障と税の一体改革」や国際競争力の確保に向けた環境整備が進められていますが、その中における税制の検討にあたっては、公平性・中立性に配慮することが重要と考えております。特に消費税については、非課税売上に係る消費税が控除できないことなどから、税の累積や中立性の問題が生じており、特段の措置が行われないうままに税率が引き上げられれば、その問題が顕在化し、経済活動に与える影響が大きくなることが憂慮されます。とりわけ、損害保険業界は、売上の大部分が非課税売上であることや、保険料受領が保険金支払などに先行するという事業特性から、税率引き上げの影響を大きく受けることになります。

損害保険業界といたしましては、損害保険業の健全な発展を通じて、我が国経済の発展と国民が安心して暮らせる社会の構築に寄与してまいりたいと考えております。

このような観点から、平成25年度の税制改正にあたり、各種税制の実現・充実を要望いたしますので、格段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 目次

平成25年度税制改正要望項目 .....	2
1. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実 <b>重点要望項目</b> .....	4
2-1. 控除対象外の消費税負担を軽減するための措置 .....	6
2-2. 消費税率引き上げにあたっての経過措置 .....	7
3. 受取配当等の二重課税の排除 .....	8
4. 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止 .....	10
5. 確定拠出年金に係る税制上の措置 .....	11
6. 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置の恒久化 ...	12
7. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続 .....	13

# 平成 25 年度税制改正要望項目

## 重点要望項目

### 1. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

要望内容	現行税制
積立率を現行の 4% から 5% に引き上げること 洗替保証率を現行の 30% から 40% に引き上げること (本則積立率となる残高率も同様に引き上げ)	積立率は、保険料の 4% (本則積立率 2% + 平成 24 年度までの経過措置 2%) ただし、残高率が 30% を超える場合は、保険料の 2% (本則積立率) 洗替保証率は、保険料の 30%

## その他の要望項目

### 2 - 1. 控除対象外の消費税負担を軽減するための措置

要望内容	現行税制
控除対象外の消費税負担を軽減するための措置を講じること	代理店手数料等に課される消費税の大半が仕入税額控除できないことにより税の累積などの問題が生じている

### 2 - 2. 消費税率引き上げにあたっての経過措置

要望内容	現行税制
消費税率の引き上げの際には、保険料に織り込まれていない消費税相当額の負担軽減を認める経過措置を講じること	税率引き上げ前に引き受けた保険契約について、保険料は旧税率で算出される一方、保険金などは引き上げ後の新税率で支払うこととなる

(注) 現行税制：平成 24 年度適用される税制

### 3. 受取配当等の二重課税の排除

要望内容	現行税制
受取配当等の益金不算入制度における連結法人株式等、完全子法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を引き上げること（50% 100%）	益金不算入割合は平成 14 年度より 50%に引き下げられている

### 4. 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止

要望内容	現行税制
完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収を廃止すること	完全支配関係のある会社への配当については、全額益金不算入であるにも関わらず、配当金支払には源泉徴収が必要である

### 5. 確定拠出年金に係る税制上の措置

要望内容	現行税制
確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること	平成 25 年度まで課税停止措置 税率は約 1.2%（地方税含む）

### 6. 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置の恒久化

要望内容	現行税制
破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置を恒久化すること	平成 24 年度まで非課税措置

### 7. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

要望内容	現行税制
既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること	収入金額による外形標準課税 標準税率は 0.7%

（注）現行税制：平成 24 年度適用される税制

# 1. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

**火災保険等に係る異常危険準備金制度について、**

- (1) 積立率を現行の4%から5%に引き上げること**
- (2) 洗替保証率を現行の30%から40%に引き上げること**  
**(本則積立率となる残高率も同様に引き上げ)**

近年は、国内外において、地震・台風・洪水などの巨大自然災害が頻発しており、各地に大きな被害をもたらしています。損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な巨大自然災害に対しても、確実に保険金支払を行うという社会的使命を担っており、平時から保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより保険金支払原資を確保するように努めています。

平成16年度の多額の保険金支払と異常危険準備金の取崩しを受けて、保険監督会計では、平成17年度以降、火災保険について伊勢湾台風規模の損害を基準として早期・計画的に異常危険準備金の積み増しを行う制度が導入されました。また、税制面では、平成17年度改正により火災保険等の積立率は4%（うち2%は経過措置）に引き上げられています。損害保険会社は、こうした保険監督会計・税制の取扱いに則って異常危険準備金残高の積み上げに努めてまいりました。

しかしながら、平成23年度には、東日本大震災、タイ洪水に加えて、台風や集中豪雨などへの保険金支払が発生したため、異常危険準備金の残高が大きく減少しました。さらに、タイ洪水については平成24年度においても多額の保険金支払が発生することが予想されており、2年連続で異常危険準備金の残高が減少する可能性が高まっています。

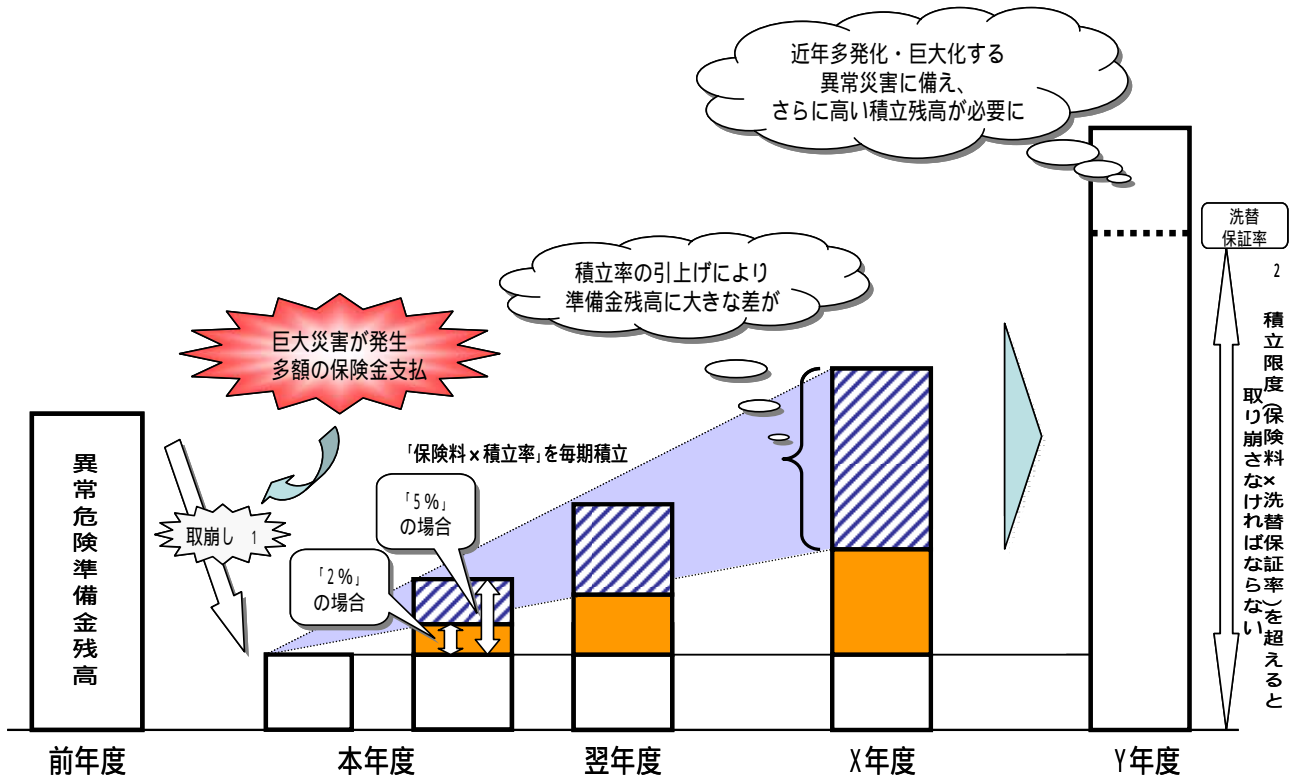
- 平成24年度には経過措置（2%）の期限が切れることとなりますが、大幅に減少した異常危険準備金の残高を早期に積み上げるためには、経過措置を含んだ現行の4%の積立率でも十分とは言えない状況となっております。巨大自然災害の保険金支払に備えて残高を早期に回復させる観点から、積立率を5%に引き上げることがを要望いたします。

洗替保証率についても、平成3年度の台風19号、平成16年度の複数の台風、平成23年度の複数の災害への保険金支払いを考慮しますと、現行の30%（業界全体で5,000億円レベル）では十分とは言えない状況にあり、40%への引き上げを要望いたします。また、積立率に関して、残高率が30%を超える場合には、本則積立率（2%）が適用されることとなっておりますが、これについても40%への引き上げを要望いたします。

つきましては、火災保険等に係る異常危険準備金制度について以下を要望いたします。

- (1) 積立率を現行の4%から5%に引き上げること**
- (2) 洗替保証率を現行の30%から40%に引き上げること**  
**(本則積立率となる残高率も同様に引き上げ)**

## 【火災保険等に係る異常危険準備金制度の概要】



- 1 取崩し：火災グループ全体の損害率（支払保険金÷収入保険料）が50%を超える場合、その超過額を準備金残高から取り崩す。
- 2 洗替保証率：準備金残高が積立限度（収入保険料×洗替保証率）を超える場合は、原則としてその超過額を11年目以降の積立部分から取り崩す。

## 【過去の大規模保険金支払例(支払額 1,000 億円以上)】

元受保険金支払額(億円)		元受保険金支払額(億円)
平成 3年	台風19号	5,679
平成10年	台風 7号	1,600
平成11年	台風18号	3,147
平成12年	東海豪雨	1,030
平成16年	台風16号	1,210
平成16年	台風18号	3,874
平成16年	台風23号	1,380
(参考)平成16年内の台風合計		(7,448)
平成18年	台風13号	1,320
平成23年	台風15号	1,123

一般社団法人 日本損害保険協会調べ

(参考)平成23年度発生の自然災害の保険金

(億円)

	発生保険金(+)	正味支払保険金(-)	未払保険金(-)
国内自然災害	2,217	1,795	422
タイ洪水	5,017	1,556	3,461
合計	7,235	3,351	3,884

損保協会加盟会社(26社)計

国内自然災害に加えて、タイで大洪水が発生

平成24年度決算でも異常危険準備金を取り崩される可能性

## 2 - 1 . 控除対象外の消費税負担を軽減するための措置

### 控除対象外の消費税負担を軽減するための措置を講じること

消費税の導入以来、損害保険を含む金融サービスは、消費税の性格から課税することになじまないものとして非課税とされています。また、付加価値税を採用しているEU各国をはじめ多くの諸外国においても、同様に非課税とされており、今後も損害保険を含む金融サービスは、消費税法上、非課税であるべきと考えます。

一方で、損害保険事業は、非課税である保険料が売上の大部分を占めることから代理店手数料や物件費などに課されている消費税の大半について仕入税額控除することができず、加えて、物保険などの保険金支払に含まれる消費税も控除対象とはならないため、構造的に消費税の影響を大きく受ける事業であります。

控除することができない消費税負担については、結果として、保険料に転嫁せざるを得ないこととなりますが、このことにより、一般事業者が損害保険に加入する場合には、消費税が転嫁された損害保険料が一般事業者の原価となるため、税の累積の問題が生じます。また、非課税である保険料に消費税負担が転嫁されることは、消費者にとって極めてわかりにくいものと考えます。

損害保険会社は、効率性・専門性などの観点から、損害保険代理店やグループ会社に、販売や事務等、事業を営む上で必要な業務を外部委託しています。しかしながら、外部委託費には消費税が課税される一方、自社で内製化した場合には消費税が課せられないことから、消費税負担のみを考えた場合には、業務を内製化した方が外部委託よりも有利な状況となります。このことは、消費税制のあり方によって企業活動が左右され、税の中立性に対する問題を発生させるとともに、企業の活力ある事業展開や消費者サービスの向上にも影響を与えかねないものと考えます。

消費税率の引き上げを含む「社会保障と税の一体改革」が論議されておりますが、上記のような問題は税率が高くなるにつれて比例的に拡大していくため、損害保険業界としても、現在の問題を看過できないと考えております。こうした問題を軽減するために、例えば、代理店手数料や完全支配関係にあるグループ会社への委託料等に係る消費税を一定の割合で控除するなど、控除対象外の消費税負担を軽減するための措置が必要であると考えます。

つきましては、下記項目を要望いたします。

### 控除対象外の消費税負担を軽減するための措置を講じること

## 2 - 2 . 消費税率引き上げにあたっての経過措置

**消費税率の引き上げの際には、保険料に織り込まれていない消費税相当額の負担軽減を認める経過措置を講じること**

我が国の社会経済状況が少子高齢化の進行をはじめとして大きく変化する中、社会保障制度を根本的に改革するための具体的な内容として、消費税率の引き上げを含む「社会保障と税の一体改革」が論議されております。

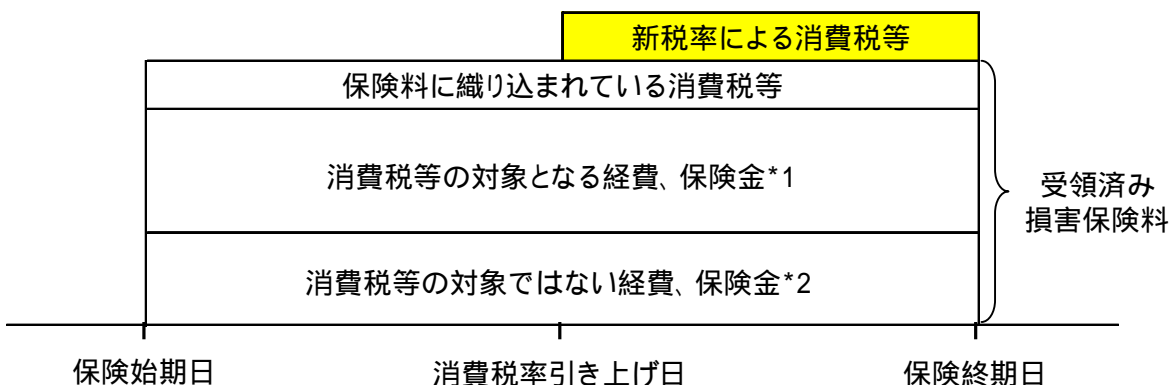
非課税売上に係る控除対象外の消費税については、保険料への転嫁などにより負担の軽減を図っておりますが、消費税率引き上げの際には、売上（保険料受領）が原価（保険金支払等）に先行するという損害保険事業の特性から、保険料に転嫁ができない不可避的な負担が保険会社に発生いたします。即ち、保険料は旧消費税率を前提に算出しているにも拘わらず、サービスの提供や保険金の支払い等は引き上げ後の新消費税率で支払うこととなります。

税の公平性の観点からは、税率引き上げに伴う不可避的な負担について何らかの経過措置を講じるべきであり、消費税率引き上げが決定された際には、保険料に織り込まれていない消費税相当額の負担軽減を認める経過措置を要望いたします。

つきましては、下記項目を要望いたします。

**消費税率の引き上げの際には、保険料に織り込まれていない消費税相当額の負担軽減を認める経過措置を講じること**

**【消費税率引き上げ時に保険料に織り込まれていない消費税等】**



\* 1 代理店手数料、物件費、物保険や対物賠償責任保険の保険金など

\* 2 人件費、対人賠償責任保険の保険金など

保険料には、消費税率引き上げ前の消費税等が織り込まれている。

消費税率が引き上げられた場合には、新税率による消費税等は保険料に転嫁できない。



### 3. 受 取 配 当 等 の 二 重 課 税 の 排 除

**受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度において、連結法人株式等、完全子法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を引き上げること（50% 100%）**

法人が受け取る株式等の配当金（受取配当）については、配当元の法人で既に法人税が課されているため、「二重課税の排除」を目的とした「受取配当等の益金不算入制度」の仕組みが設けられています。本制度は確立した税理論に基づくものであり、このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されています。

しかしながら、平成 14 年度税制改正において、連結納税制度導入に伴う財源措置の一つとして本制度の縮減が行われ、負債利子控除（注）の対象外であった特定利子制度が廃止されるとともに、益金不算入割合が 80% から 50% に引き下げられました。

本制度の縮減は、二重課税の範囲をさらに拡大するものであり、税理論に反した課税強化でありました。このような課税強化は、法人の株式保有意欲を減退させ、株式市場の健全な発展にも少なからぬマイナスの影響を与えているものと思われます。

- 特に、機関投資家としての一面を持ち株式を多く保有している損害保険業を含む金融機関においては、二重課税による負担が会社業績に大きな影響を与えています。その上、金融機関は厳しい国際競争にさらされており、諸外国に比して不利な取り扱いとならないように、早期に制度を見直して頂きたいと考えています。

（注）

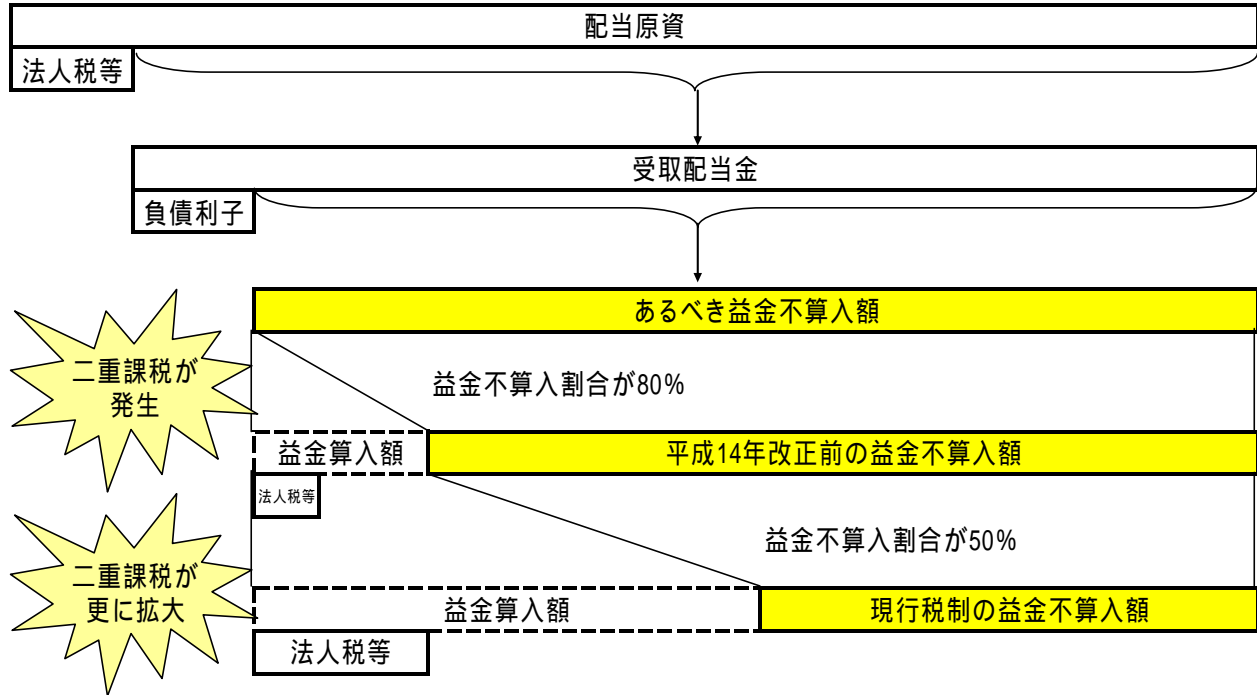
「負債利子控除制度」

借入金等の資金で株式等を購入すると、借入金等の支払利息（負債利子）が損金に算入され、株式等から得られる受取配当は非課税であることから、課税上のメリットが発生する。よって受取配当等の益金不算入額（非課税額）の計算に際して、受取配当等の額から負債利子の額を控除することとされている。

つきましては、下記項目を要望いたします。

**受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度において、連結法人株式等、完全子法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を引き上げること（50% 100%）**

## 【現行の受取配当等の益金不算入制度の概要】



法人（発行体）からの配当は、すでに法人税等が課税されているため、受取配当に対して法人税等が課税されると二重課税となります。

負債利子は、損金として取り扱われるため、株式の取得に係る負債利子を受取配当から控除した100%の金額が、本来益金不算入額であるべきです。

しかしながら、受取配当等の益金不算入制度は、「二重課税の排除」という税理論に基づく制度であるにもかかわらず、平成14年度税制改正以前から、益金不算入割合は80%とされてきました。

さらに、平成14年度税制改正で、益金不算入割合が80%から50%に引き下げられ、二重課税の対象額が更に拡大しました。

## 【主要国の法人間配当に係る負担調整の比較】

2012年4月現在

	日本		アメリカ		イギリス	ドイツ	フランス
法人間配当	持株比率	益金不算入割合	持株比率	益金不算入割合	全額益金不算入	95% 益金不算入	全額益金算入 ただし、持株比率が5%以上の会社から受け取る配当については、受取配当額の5%に相当する額のみ課税される。
	25%未満	50%	20%未満	70%			
	25%以上	100%	20%以上 80%未満 80%以上	80% 100%			

出典：財務省ホームページ

---

---

## 4．完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止

---

---

### 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収を廃止すること

完全支配関係のある会社への配当については、平成 22 年度税制改正により、全額益金不算入となっており、金銭以外による配当を支払う者には、源泉徴収義務が課されていません。一方で、配当金を支払う者には源泉徴収義務が課されているため、一旦、配当金の 20% を源泉徴収の上、税務署に納付する必要があります。配当金を受け取る会社においては、所得税額控除により当該源泉税の負担はなくなるものでありますが、納税者に金利負担を強いており、企業組織・再編のあり方を検討する際に影響を与えていることや、納税者の事務負担を考慮すると、源泉徴収不適用とすべきと考えます。

つきましては、下記項目を要望いたします。

### 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収を廃止すること

## 5. 確定拠出年金に係る税制上の措置

**確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること（平成 25 年まで経過措置により課税停止）**

社会環境やライフスタイル等の変化により、近年国民の勤労形態に多様化が見られるようになってきました。また一方で、経済環境の変化や退職給付会計の導入により、年金制度が企業経営に及ぼすリスクは従来以上に意識されるようになってきています。こうしたことを背景に、企業年金制度について従来の確定給付年金から確定拠出年金へ移行する動きが見られるようになってきています。

こうした、いわば時代の要請を受けた新しい企業年金である確定拠出年金が健全に発展・普及するためには、市場のニーズに応えた商品設計を可能とする制度拡充のための税制上の手当てや、経済環境にそぐわない税制を見直すなどの環境整備が不可欠です。

特別法人税は、年金の積立金残高に対して約 1.2%（地方税を含む）の税金を課すものです。当該負担は極めて重く、万一課税された場合には、確定拠出年金制度の普及に対する大きな障害になると思われれます。

国民の自助努力を促し、確定拠出年金制度を発展・普及させるためには、年金資産に対する運用時の課税を撤廃することが有効と考えます。現在、個人型年金および企業型年金の積立金に対する特別法人税は、平成 25 年度までの経過措置により課税停止とされていますが、本税は制度として廃止すべきであると考えます。

つきましては、下記項目を要望いたします。

**個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること**

## 6 . 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置の恒久化

**契約者保護の観点から、破綻処理の一環である協定銀行制度が機能するよう、破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置を恒久化すること（非課税措置は平成 24 年度で期限切れとなる）**

損害保険会社が破綻した場合のセーフティネットの一つとして、破綻処理の迅速化・多様化を図るため、保険契約者保護機構の委託を受けて、協定銀行が破綻保険会社等の資産を買い取り、その買い取った資産に係る管理回収業務を行う措置が設けられています。

破綻保険会社から協定銀行へ土地等の資産を移転する場合に課せられる不動産取得税は、平成 24 年度末まで非課税とする経過措置が設けられていますが、協定銀行による資産の取得は形式的な所有権の移転であることや、この非課税措置はセーフティネットを円滑に運営するために必要な税制措置であることから、非課税措置の恒久化は、保険契約者の保護を図り、国民生活の安定および国民経済の健全な発展に資するものと考えます。

つきましては、下記項目を要望いたします。

**契約者保護の観点から、破綻処理の一環である協定銀行制度が機能するよう、破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置を恒久化すること**

なお、承継保険会社への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置は平成 17 年度税制改正により恒久化されています。

## 7. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

**既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること**

法人事業税は、地方公共団体の提供する種々のサービスに対する応益課税の性格を有することを明確化し、また安定的に地方税源を確保すること等を目的として、平成 15 年度税制改正により、従来所得課税方式が見直されました。具体的には資本金 1 億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成 16 年度から実施されています。また、平成 20 年度税制改正により、地域間の税源偏在を是正するため、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税が創設されました。これと関連して平成 24 年度税制改正大綱において、既に収入金額課税となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業および損害保険業の 4 業種の課税方式については、中長期的に検討することとされています。

損害保険業に係る法人事業税は、昭和 30 年より収入金額を課税標準とする 100%外形標準課税が導入されており、地方公共団体の安定的な税収確保に貢献してきました。一方、一般事業会社に導入された外形標準課税は、経済環境に対する配慮もあって、4 分の 3 部分については所得課税を継続し、残りの 4 分の 1 部分についてのみ外形基準を組み込んだものとなっています。このため、仮に上記 4 業種の課税方式が見直されるとすれば、損害保険業の課税標準に所得が組み込まれることも想定されます。

しかしながら、損害保険業は保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化するという特性があるため、所得課税を組み入れて税額が大きく変動する仕組みとするよりも、現行課税方式を維持する方が税収の安定化を目指した外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えます。また、応益課税という事業税の基本的な性格に鑑みれば、100%外形標準課税である収入金額課税方式が適当と考えられます。

つきましては、下記項目を要望いたします。

**既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること**